

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 地方団体に対して交付すべき令和四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(総務三五)	二	○ 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件(国土交通五四五)	三三	○ 官庁	
○ 供託規則の一部を改正する省令(法務二八)	三	○ 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件(同五四六)	三三	○ 諸事項	
○ 特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第六号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令(文部科学・経済産業二)	五	○ 昭和三十六年建設省告示第六百二十六号の一部を改正する件(同五四七)	三三	○ 外国監査法人等、適格機関投資家、製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係	三三
○ 労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働八三)	六	○ 道路に関する件(関東地方整備局一九五〇一九七)	三三	○ 裁判所	
○ 輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令(経済産業四五)	三	○ 道路に関する件(四国地方整備局五九〇七二)	三五	○ 破産、免責、再生関係	三三
○ 建築動態統計調査規則の一部を改正する省令(国土交通四四)	三	○ 道路に関する件(九州地方整備局五七、五八)	三三	○ 特殊法人等	
〔告 示〕		○ 道路に関する件(北海道開発局六五〇七二)	三三	○ 独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、公文書等の管理に関する独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、中日本高速道路株式会社工事開始、西日本高速道路株式会社工事開始、日本中央競馬会令和三年事業年度決算等、企業年金基金清算終了・清算人退任、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係	三三
○ 個人企業経済調査規則に基づく、調査票の様式を定める件(総務一五三)	三	〔官庁報告〕		○ 教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係	三三
		○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同一七八)	二七	○ 会社決算公告	三三
		○ 肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産八四四)	三三		
		○ 生産業者及び輸入業者の名称の変更に係る届出があった件(同八四五)	三三		
		○ 肥料の登録が失効した件(同八四六)	三三		
		○ 経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件(経済産業一一)	三三		
		○ 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件(国土交通五四五)	三三		
		○ 昭和三十六年建設省告示第六百二十六号の一部を改正する件(同五四七)	三三		
		○ 道路に関する件(関東地方整備局一九五〇一九七)	三三		
		○ 道路に関する件(四国地方整備局五九〇七二)	三五		
		○ 道路に関する件(九州地方整備局五七、五八)	三三		
		○ 道路に関する件(北海道開発局六五〇七二)	三三		
		〔官庁報告〕			
		○ 国家試験			
		○ 令和四年度弁理士試験の試験会場(工業所有権審議会)	三三		
		○ 令和四年度弁理士試験に係る委員等(同)	三三		
		○ 令和四年度全国通訳案内士試験公示(観光庁)	三三		
		〔資 料〕			
		○ 国庫歳入歳出状況(令和三年度令和四年二月分)(財務省)	三三		
		〔公 告〕			
		○ 諸事項			
		○ 外国監査法人等、適格機関投資家、製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係	三三		
		○ 裁判所			
		○ 破産、免責、再生関係	三三		
		○ 特殊法人等			
		○ 独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、公文書等の管理に関する独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、中日本高速道路株式会社工事開始、西日本高速道路株式会社工事開始、日本中央競馬会令和三年事業年度決算等、企業年金基金清算終了・清算人退任、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係	三三		
		○ 教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係	三三		
		○ 会社決算公告	三三		

○厚生労働省告示第百七十四号  
 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和四年五月一日から適用する。  
 令和四年四月二十八日  
 厚生労働大臣 後藤 茂之  
 (傍線部分は改正部分)

後 正 後				後 正 前			
別表	品 名	単 位	材料価格	別表	品 名	単 位	材料価格
Ⅰ～Ⅴ (略)				Ⅰ～Ⅴ (略)			
Ⅶ	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			Ⅶ	歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
001 (略)	歯科鑄造用14カラット金合金 イソレー用 (JIS適合品)	1g	6,019円	001 (略)	歯科鑄造用14カラット金合金 イソレー用 (JIS適合品)	1g	5,607円
002	歯科鑄造用14カラット金合金 鈷用 (JIS適合品)	1g	6,002円	002	歯科鑄造用14カラット金合金 鈷用 (JIS適合品)	1g	5,590円
003	歯科鑄造用14カラット金合金 鈷用 (JIS適合品)	1g	6,152円	003	歯科鑄造用14カラット金合金 鈷用 (JIS適合品)	1g	5,740円
004	歯科用14カラット金合金鈷用線 (金58.33%以上)	1g	5,979円	004	歯科用14カラット金合金鈷用線 (金58.33%以上)	1g	5,567円
005	歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	1g	3,413円	005	歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	1g	3,149円
006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 JIS適合品)	1g		006	歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 JIS適合品)	1g	
007～009 (略)				007～009 (略)			
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)	1g	3,952円	010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)	1g	3,706円
011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1g	145円	011	歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1g	143円
012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1g	178円	012	歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1g	176円
013	歯科用銀ろう (JIS適合品)	1g	265円	013	歯科用銀ろう (JIS適合品)	1g	261円
014～069 (略)				014～069 (略)			
Ⅶ～Ⅸ (略)				Ⅶ～Ⅸ (略)			